

令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第28号

令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則（令和4年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～ケ 略 コ 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号。<u>第11号</u>において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員として派遣されていた期間</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条第3項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～ケ 略 コ 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号。<u>第12号</u>において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員として派遣されていた期間</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>暫定再任用職員異動 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員について行う、佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年佐賀県条例第29号。以下「整備条例」という。）附則第7項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する勤務時間条例第2条第3項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及</u></p>

改正前	改正後
<p>(11) 略 (令和3年改正給与条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 令和3年改正給与条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 切替日以降に再任用職員異動をした職員</p> <p>(7) 切替日以降に佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)第7条の3第1項第3号に規定する初任給調整手当を支給される職員</p> <p>(8) 略 (令和3年改正給与条例附則第6条第2項の規定による給料の支給)</p>	<p>び休暇に関する条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。)の規定により定められた1週間当たりの勤務時間(以下「整備条例附則第7項の規定による勤務時間」という。)が異なる他の職への異動(令和5年改正規則施行日(令和5年4月1日をいう。以下同じ。)において、整備条例附則第7項の規定による勤務時間が、令和5年改正規則施行日の前日のその者について定められた1週間当たりの勤務時間と異なる他の職への異動を含む。)をいう。</p> <p><u>(11) 給料月額7割改定 佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)附則第17項の規定による給料月額の改定をいう。</u></p> <p>(12) 略 (令和3年改正給与条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 令和3年改正給与条例附則第6条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 切替日以降に暫定再任用職員異動をした職員</p> <p>(7) 切替日以降に佐賀県職員給与条例第7条の3第1項第3号に規定する初任給調整手当を支給される職員</p> <p><u>(8) 切替日以降に給料月額7割改定をされた職員</u></p> <p>(9) 略 (令和3年改正給与条例附則第6条第2項の規定による給料の支給)</p>

改正前	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2 令和3年改正給与条例附則第2条の規定により同条に規定する新級を決定される職員又は前項に規定する職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「複数事由該当職員」という。）及び前条第7号に掲げる職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、令和8年3月31日までの間、その差額に相当する額を、令和3年改正給与条例附則第6条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 前項に規定する異動又は初任給基準異動をした場合（<u>第7号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（<u>第7号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 令和3年改正給与条例附則第2条の規定により同条に規定する新級を決定される職員又は前項に規定する職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「複数事由該当職員」という。）及び前条第7号に掲げる職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、令和8年3月31日までの間、その差額に相当する額を、令和3年改正給与条例附則第6条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 前項に規定する異動又は初任給基準異動をした場合（<u>第8号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（<u>第8号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整</p>

改正前	改正後
<p>をされた場合（<u>第7号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(5) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 育児短時間勤務等をしている職員 令和3年改正給与条例による改正前の佐賀県職員給与条例別表第1若しくは別表第4のイ若しくはウの給料表又は佐賀県公立学校職員給与条例（<u>昭和32年佐賀県条例第44号</u>）別表第4の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>イ 略</p> <p>(6) <u>再任用職員異動</u>をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア <u>当該再任用職員異動後</u>において常時勤務を要する職を占める職員 令和3年改正給与条例による改正前の佐賀県職員給与条例別表第4のウの給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）</p> <p>イ <u>当該再任用職員異動後</u>において地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第</p>	<p>をされた場合（<u>第8号</u>に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(5) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 育児短時間勤務等をしている職員 令和3年改正給与条例による改正前の佐賀県職員給与条例別表第1若しくは別表第4のイ若しくはウの給料表又は佐賀県公立学校職員給与条例別表第4の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>イ 略</p> <p>(6) <u>暫定再任用職員異動</u>をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア <u>当該暫定再任用職員異動後</u>において常時勤務を要する職を占める職員 令和3年改正給与条例による改正前の佐賀県職員給与条例別表第4のウの給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）</p> <p>イ <u>当該暫定再任用職員異動後</u>において地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、<u>当該暫定再任用職員異動後</u>におけるその</p>

改正前	改正後
<p><u>3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u></p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>者の整備条例附則第7項の規定による勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u></p> <p><u>(7) 給料月額7割改定をされた場合 切替日の前日に給料月額7割改定をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額</u></p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条第10号、第3条第6号及び第4条第6号の規定は、この規則の施行の日前に改正前の規則第2条第10号に規定する再任用異動をした職員については、なおその効力を有する。